



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

定期第 8 6 3 号 令和 7 年 8 月 2 2 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 3 6	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
4 3 7	同	同
4 3 8	道路の区域を変更する件	高規格道路課
4 3 9	建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関から住所の変更について届出があった件	住宅課

徳島県告示第四百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年八月二十二日から同年十二月二十二日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年八月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目一七番一号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町一七三二番地	小濱 英之

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン上板

所在地 板野郡上板町椎本字中ノ内三

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目一七番一号	橋爪 栄

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目一七番一号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町一七三二番地	小濱 英之

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一

株式会社西松屋チエーン社	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一一番地	吉村 俊哉
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖一
有限会社みやたけ呉服店	板野郡板野町大寺字亀山西一六六番地二一	宮武 眞佐子

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
--------	----	--------

株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一一番地	吉村 俊哉
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖一
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町一七三二番地	小濱 英之

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和七年七月二十四日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月二十二日から同年十二月二十二日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一ヶ月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年八月二十二日から同年十二月二十二日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年八月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川一丁目一七番一号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群島県伊勢崎市紫町一七三番地	小濱 英之

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン上板

所在地 板野郡上板町椎本字中ノ内三

3 変更事項

(一) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

一五五台

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

一六九台

(二) 荷さばき施設の位置及び面積  
変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 面積

一三〇平方メートル

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 面積

一五四平方メートル

(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前六時から午後九時まで

変更後 荷さばき施設一及び二 午前六時から午後九時まで

荷さばき施設三 午前零時から午後十二時まで

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 容量

六七・五立方メートル

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 容量

六九・五立方メートル

4 変更年月日

令和八年二月二十五日

二 届出年月日

令和七年七月二十四日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業

部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月二十二日から同年十二月二十二日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
191	富岡港南島	阿南市住吉町須サキ二七 二番一地先から 同 中筋一四三 番六地先まで 阿南市住吉町須サキ二七 一番一地先から 同 中筋一四三 番四地先まで	旧	三・六〇・八	二二三・一
			新	一〇・八〇・二九・一	二二三・一

徳島県告示第四百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から住所の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月二十二日

徳島県知事

後藤田

正

純

一 名称

ビュローベリタスジャパン株式会社

二 住所

変更前 神奈川県横浜市中区山下町二二番地

変更後 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号

三 変更年月日

令和七年九月十六日